

千葉県告示第172号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年3月5日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月5日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
小中台町68号線	稲毛区小中台町663番1から 稲毛区小中台町670番7まで	前	0.91 ～2.75	30.5
	稲毛区小中台町663番1から 稲毛区小中台町665番2まで	後	2.75 ～3.43	0.6